

平成30年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成30年度6月補正予算関係)

元気づくり総本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年6月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		東部振興課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	参画協働課	5

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成29年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	とっとり暮らし支援課 ほか	7
第11号	長期継続契約の締結状況について	県民課 ほか	8

議案説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部振興課	100,759	140,309	241,068		139,000		1,309	
合計	1,738,055	140,309	1,878,364		<121,300> 139,000		1,309	県費負担額 122,609

<説明(主な内容)>

【東部振興課】 (新)東部庁舎外壁改修事業(140,309千円)

(注)起債の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

東部振興課（電話：0857-20-3500）

1目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 東部庁舎外壁改修事業	0	140,309	140,309		<121,300> 139,000		1,309	県費負担額 122,609
トータルコスト	0	141,104	141,104	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0.1人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東部庁舎・庁舎棟の外壁が、経年劣化により一部にひび割れ等が生じている。劣化度の比較的軽微な現時点で改修することにより、施設の長寿命化、改修経費の削減、平準化を図る。 (平成29年度実施設計済(平成30年2月末完了))</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 外壁改修 既設塗装の撤去、ひび割れ及び欠損部補修の上、全面塗装改修</p> <p>(2) シーリング打替え 窓枠廻り等のシーリングの打替え</p> <p>(3) その他 冷暖房効率を上げるための遮熱・断熱ガラス改良工事</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 雨漏りが発生する都度、部分的な補修を実施してきたが、外壁の全面改修は実施していない。</p> <p>(2) 県有施設中長期保全計画(平成29年2月策定)において、外壁の経年劣化が見られるため、優先して改修することが望ましいとされ、平成30年度の改修工事が計画されている。</p> <p>4 東部庁舎の概要</p> <p>(1) 完成：平成13年1月</p> <p>(2) 敷地面積：9,634㎡</p> <p>(3) 建物規模</p> <p>ア 庁舎棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造、地上5階、地下1階 ・延べ面積：9,014㎡ <p>イ 立体駐車場棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造、地上3階 ・延べ面積：8,660㎡ 								

(注) 起債の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総 務 費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち元気づくり総本部			4項 市町村振興費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	533,595	295	533,890	58,521		58,521	10,707		10,707	
2 給 料	2,962,024		2,962,024	359,644		359,644				
3 職員手当等	3,953,733		3,953,733	181,138		181,138				
4 共 済 費	1,124,956		1,124,956	136,575		136,575	1,679		1,679	
5 災 害 補 償 費	500		500							
6 恩給及び退職年金	10,601		10,601							
7 賃 金	20,316		20,316							
8 報 償 費	239,616	608	240,224	10,034		10,034	336		336	
9 旅 費	231,689	171	231,860	23,327		23,327	6,977		6,977	
費用弁償	20,618		20,618	4,035		4,035	595		595	
普通旅費	165,644		165,644	14,078		14,078	4,705		4,705	
特別旅費	45,427	171	45,598	5,214		5,214	1,677		1,677	
10 交 際 費	2,800		2,800	200		200				
11 需 用 費	609,919		609,919	53,146		53,146	12,767		12,767	
12 役 務 費	559,289		559,289	154,395		154,395	6,143		6,143	
13 委 託 料	4,605,904	66,520	4,672,424	441,095	4,380	445,475	225,650	4,380	230,030	
14 使用料及び賃借料	809,105		809,105	21,364		21,364	2,613		2,613	
15 工 事 請 負 費	1,019,983	246,544	1,266,527		135,929	135,929		135,929	135,929	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	322,670		322,670	221		221				
19 負担金、補助及び交付金	8,587,786	10,440	8,598,226	282,638		282,638	168,052		168,052	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800							
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200							
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	109,211		109,211							
26 寄 付 金										
27 公 課 費	278		278							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	25,875,975	324,578	26,200,553	1,722,298	140,309	1,862,607	434,924	140,309	575,233	
財 源 内 訳	国庫支出金	1,796,458	59,234	1,855,692	79,466		79,466	67,201		67,201
	地方債	1,720,000	248,000	1,968,000		139,000	139,000		139,000	139,000
	その他	2,397,219	10,440	2,407,659	458,012		458,012	257,919		257,919
	一般財源	19,962,298	6,904	19,969,202	1,184,820	1,309	1,186,129	109,804	1,309	111,113

平成30年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			元気づくり総本部 合計			
	うち元気づくり総本部						
	4項 市町村振興費			補正前	補正額	補正後	
	1目 自治振興費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	10,707		10,707	58,521		58,521	
2 給 料				359,644		359,644	
3 職員手当等				181,138		181,138	
4 共 済 費	1,679		1,679	136,575		136,575	
5 災 害 補 償 費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃 金							
8 報 償 費	336		336	10,084		10,084	
9 旅 費	6,977		6,977	23,410		23,410	
費用弁償	595		595	4,035		4,035	
普通旅費	4,705		4,705	14,101		14,101	
特別旅費	1,677		1,677	5,274		5,274	
10 交 際 費				200		200	
11 需 用 費	12,767		12,767	53,166		53,166	
12 役 務 費	6,143		6,143	154,776		154,776	
13 委 託 料	225,650	4,380	230,030	442,182	4,380	446,562	
14 使用料及び賃借料	2,613		2,613	21,389		21,389	
15 工 事 請 負 費		135,929	135,929		135,929	135,929	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備 品 購 入 費				221		221	
19 負担金、補助及び交付金	168,052		168,052	296,749		296,749	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積 立 金							
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金							
予 備 費							
計	434,924	140,309	575,233	1,738,055	140,309	1,878,364	
財 源 内 訳	国庫支出金	67,201		67,201	80,064		80,064
	地方債		139,000	139,000		139,000	139,000
	その他	257,919		257,919	458,012		458,012
	一般財源	109,804	1,309	111,113	1,199,979	1,309	1,201,288

条例名等	鳥取県税条例の一部を改正する条例																					
提出理由	<p>1 提出理由 控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を指定する。</p> <p>2 概要 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成30年8月1日から平成35年7月31日までの間に「特定非営利活動法人十人十色」に対してなされた寄附金を加える。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布日とする。</p> <p>【参考】 ＜控除対象寄附金の状況＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象寄附金に係る法人等の区分</th> <th>適用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都道府県、市町村（ふるさと寄附金）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>共同募金会、日本赤十字社</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特定公益増進法人 （独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等）</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>認定特定公益信託</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）</td> <td>★</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）○：全国一律に控除対象となるもの ★：条例で指定することで控除対象となるもの</p> <p>＜今回指定する法人の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 特定非営利活動法人十人十色 ・主たる事務所の所在地 鳥取市用瀬町安蔵991 ・設立年月日 平成17年8月15日 ・事業内容 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整等 <p>＜認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ＞</p>	控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況	1	都道府県、市町村（ふるさと寄附金）	○	2	共同募金会、日本赤十字社	○	3	特定公益増進法人 （独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等）	★	4	認定特定公益信託	★	5	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）	★	6	控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）	★
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況																				
1	都道府県、市町村（ふるさと寄附金）	○																				
2	共同募金会、日本赤十字社	○																				
3	特定公益増進法人 （独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等）	★																				
4	認定特定公益信託	★																				
5	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）	★																				
6	控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）	★																				
概要																						

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
略			略		
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

元気づくり総本部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			地方債	
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		
2 総務費	2 企画費	託児機能付きサテライト オフィスの推進事業費	31,859,000	15,378,000		7,689,000				7,689,000
		女性リーダー育成・ ロールモデル発信事業費	4,622,000	4,622,000		2,311,000				2,311,000
	4 市町村振興費	「とっとりで待っつまります」 IJUターン推進事業費	74,108,000	53,580,005		48,780,005				4,800,000
		計	110,589,000	73,580,005		58,780,005				14,800,000

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所屬名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	元気づくり総本部県民課	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	196,992	平成30年4月1日 ～平成34年3月31日	鳥取県元気づくり 総本部県民課
2	元気づくり総本部県民課	物品 保守	コピー機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	月当たり賃借料 9,100円 及び使用1枚当たり 黒 3,000円 カラー 20,000円	平成30年4月1日 ～平成35年3月31日	鳥取県元気づくり 総本部県民課
3	元気づくり総本部東部振興監部振興課	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	155,520	平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	鳥取県元気づくり 総本部東部振興監 東部振興課